

2020年8月3日

阿竹印刷工業株式会社 代表取締役 阿竹一仁

新型コロナウイルスのリスク拡大に対する当社の取り組みについて

当社では、新型コロナウイルスのリスク拡大に対して効果的な対策を迅速に講じるために代表取締役を統括責任者とする対策本部を設置し、事業継続に向けて下記の取り組みを進めて参ります。

1、基本方針

- ・新型コロナウイルス感染拡大を事業継続の危機と捉え、会社としてその抑制に最大限努力する
- ・当社の従業員及びすべてのステークホルダーの安全・健康を第一とする
- ・地域社会の情報・文化を創造する一翼を担う企業として事業継続を堅持する

2、日常対策（ウイルスを持ち込まない、持ち込ませない 油断しない）

- ・通勤含め従業員全員マスク着用し、手洗いうがい・アルコール消毒を徹底します。
- ・出勤前に体温を測り上司に報告します。発熱・咳などの風邪の症状がある場合は、出勤を自粛します。
- ・対応可能な部署においては、休業もしくはワークシェア勤務とします。
- ・資材の納入業者を含む来訪者の入退室管理を徹底します。
- ・休日の不要不急の外出を控えます。

3、感染が疑われる従業員判明時の対応 感染が疑われる従業員が判明した際には、行政・保健所など関係各所と連携し、以下の取り組みを速やかに行います。

- ・対象従業員（陽性となった者／濃厚接触者）の特定と把握*1
- ・対象従業員への対応対象従

	対象従業員 状況	対応	期限
1	・陽性者となった者	自宅待機（症状への対応については医師の指示に従うこと）	医師・行政の指示
2	・濃厚接触者に指定された者（同居家族が陽性となった者）		
3	・陰性となった者 ・濃厚接触者と同部署に勤務する者（同部屋または半径5m以内での勤務者）	自宅待機	陰性が確定するまたは最長2週間程度
4	・陽性となった者・濃厚接触者との接触があ		

	った者やその可能性が ある者		
--	-------------------	--	--

・事業所の対応*2 陽性となった者/濃厚接触者が確認された場合、職場及び共用部を消毒します。

*1：陽性となった者/濃厚接触者とは、行政・保健所などにより指定・指示された者を指します。

*2：行政・保健所などの機関による指示や指針がある場合は、その処置に従います。
なお、行政・保健所などにより新型コロナウイルス対処に関する方針変更があった場合は、上記対応を変更する場合があります。

4、 現在受託している業務への対応 基本方針に基づき、受託業務の事業継続を前提として取り組んでまいります。また、国及び三重県からの発表内容などの早期把握に努め、状況に応じて速やかに必要な措置を講じてまいります。

5、 事業運営、工場操業への影響について 本お知らせ(2020年7月31日9時)時点で、新型コロナウイルスに起因し、事業運営や工場の操業に大きな影響を及ぼす事象は発生しておりません。十分対策を講じていますが、万一、発生した際は、一部稼働を停止ししなければならない部署、製造工程があります。納期等ご迷惑が発生する場合には、担当営業を通じ速やかにご連絡申し上げます。当社では今後も、各方面からの情報収集を継続し、状況に応じて必要な措置を速やかに実施してまいります。

<お問い合わせ>

阿竹印刷工業株式会社 新型コロナウイルス対策室

[TEL:059-365-3125](tel:059-365-3125)

新型コロナウイルスの発生に伴い当社の対策

■社内のコロナ対策

- 1、手すりなどの消毒 朝 昼 1 回
- 2、各部署に消毒液の配布
- 3、マスク着用のお願ひポスター、玄関と事務所の入り口に消毒液とマスクを置いておく。
- 4、3 密対策として商談は別室にて行う（できる限り最小限に留める）。
- 5、室内の換気のルールを作る。

■従業員の出勤基準

- 6、出勤前に自宅で検温し体温が 37.5℃以上ある場合や咳、咽頭痛、胸の痛み、味覚臭覚異常の症状がある場合は出勤せず、窓口などに連絡し検査などの指示を受ける。
- 7、従業員は事務所入室後 消毒液で手指消毒を行い、その後従業員一覧表に当日 の体温を明記する。
- 8、同居の家族に新型コロナの陽性者が出た場合は、保健所の指導に従い会社に報告を徹底する事。

■来客・訪問者

- 9、来客・訪問者は玄関に入室後消毒液で手指消毒を行い、その後備え付けの体温 計で検温をし、訪問記録簿に記入ください。
- 10、納品業者様に関しては 1 F で入出記録のみ明記する。（事務所には上がらない）

■通勤・外出時の対応

- 11、通勤途中は必ずマスクを着用する。
- 12、社外へ出かけた場合、入室時に消毒液で手指の消毒を行う。

■勤務時間中の対応

- 13、就業時は、可能な限り 2mのソーシャルディスタンスを取り、必要最低限の会話に留める。
- 14、ソーシャルディスタンスを取れない場合はマスクを着用し、マスクを外す際は発話しない。

- 15、事務所では換気する。2か所以上窓、扉を開ける。
- 16、食堂での食事は、対面を控え休憩室、商談室を使用可として密を避ける。
- 17、終業後の飲酒等はソーシャルディスタンスを厳守する。

■勤務時間外の行動

- 18、自宅でもうがい手洗いを励行する。
- 19、大勢が集まる集会やコンサート等には参加しない。
- 20、接待を伴う飲食店には行かない。
- 21、5人以上が集まっての会食などは原則禁止。
- 22、プライベートでの感染拡大地域（現時点で大都市圏と海外）への訪問は行わない。

本対策は、2020年8月31日まで有効であり、社会情勢によっては随時変更する。